

# 名護市就学援助(準要保護)のお知らせ

名護市では経済的に  
困りの保護者に、  
学用品費・修学旅行費  
などの費用の一部を  
援助しています。



安心して学べる環境づくり

就学援助制度

## シユウガク エンジョ

対象となる方

- (1) 現在、生活保護を受けている世帯
- (2) 今年度中に生活保護が停止または廃止になった世帯
- (3) 市町村民税が非課税の世帯
- (4) その他必要と認められた世帯(保護者が病気で働けない等)



お知らせ配布

小中学校に通う児童生徒が  
いる家庭に、学校を通してお  
知らせが配布されます。



申請手続き

ご自身のスマートフォン等から  
オンライン申請を行います。



審査・認定

所得などをもとに審査を行い、  
教育委員会から結果の通知が  
届きます。



就学援助費の支給

認定された場合、就学援助費が  
年3回に分けて支給されます。

●援助内容の詳細は裏面をご覧ください

## ❖他制度のお知らせ❖

就学援助対象外となった世帯でも、  
「特別支援教育奨励費」を受けられる場合があります。

- 「特別支援教育奨励費」とは特別支援学級で学ぶ際に教育に係る費用の一部を補助する制度です。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者へ、学校より別途案内がありますので、その際に申請をして下さい。

※就学援助と重複して受けることはできません。



就学援助  
イメージキャラクター  
ツクロウくん

【お問い合わせ先】

名護市教育委員会 学校教育課 学務係

TEL : 0980-53-1212 (内線381)

# 就学援助（準要保護）の申請について

- 1 対象者 (1) 現在、生活保護を受けている世帯  
 (2) 今年度中に生活保護が停止または廃止になった世帯  
 (3) 市町村民税が非課税の世帯  
 (4) その他必要と認められた世帯（保護者が病気で働けない等）  
 ※(1)の場合は援助内容が異なります。



## 2 就学援助の内容

援助費の種類	援助費の内容	年間支給額				振込先
		小学校		中学校		
		1学年	2~6学年	1学年	2~3学年	
1 学用品費	ノート・鉛筆・消しゴム・校納金等	11,100円		21,700円		保護者口座 ※1.2.5について年間支給額を3期（9・1・4月末）に分けて支給します。 ※3について、入学前に支給されておらず、当初認定された場合のみ支給対象です。9月末に支給します。
2 通学用品費	靴・カサ・雨靴等通学時に使用する用品		2,170円		2,170円	
3 新入学児童生徒学用品費	小1、中1を対象に入学に係るカバン・制服の費用等	40,600円		47,400円		
4 校外活動費	遠足や社会見学の見学料やバス料金等	(上限) 宿泊なし 1,510円 宿泊あり 3,470円		(上限) 宿泊なし 2,180円 宿泊あり 5,840円		
5 遠距離通学費	指定学校に通っていて、遠距離通学と認められた児童生徒が対象	実費 (片道4km以上の児童)		実費 (片道6km以上の生徒)		
6 オンライン学習通信費	災害や感染症の発生等による緊急時に実施した、オンライン学習で生じた通信費	月額1,000円 ※オンライン学習の実施月数に月額を乗じた額を支給				
7 修学旅行費	参加者が対象	上限 10,000円		上限 50,000円		
8 医療費	虫歯、中耳炎、副鼻腔炎、結膜炎等「学校病」を治療する場合に援助	保険適用額を除いた自己負担額				

※生活保護世帯に関しては、7、8のみ支給対象です。

※3について、入学前に支給されておらず、当初認定された場合のみ支給対象です。

※6について、教育委員会がオンライン学習等の実施を推奨した期間のものが対象です。

## 3 申請の時期

	申請時期	認定結果	支給対象月
当初認定	5月1日～5月31日	7月中旬頃	4月から

●6月～2月末日まで随時申請を受付しますが、支給対象は申請翌月分からとなります。当初認定されないと受けられない援助費もありますので、お早めの申請をお願いします。



## 4 生計同一世帯について

単身赴任等で別住所に居住している配偶者について、生計同一とみなしその方の収入も審査の対象となります。審査対象者の住所が名護市外の場合は「R8年度所得課税証明書」の提出が必要です。

※配偶者を外して審査する必要がある特段の理由（DV避難等）がある場合は学校教育課へご相談下さい。

## 5 申請方法

### 申請フォームよりオンライン申請をする

- 振込口座情報の入力が必要です。お手元に通帳などをご準備下さい。
- 1月1日時点で名護市外に住所のあった方は、後日「R8年度所得課税証明書」の提出が必要です。  
※6月以降に1月1日時点の住所地で発行可能ですので、6月中に学校教育課窓口へご提出下さい。（郵送可）
- 所得がない場合でも住民税申告をしてください。（税務課）
- 小中学校両方にお子さんがいる場合でも、申請は1度になります。
- 申請は毎年度必要です。



申請はこちらから→→→

<https://logoform.jp/form/HPz6/1529139>